

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01432

研究課題名（和文）親の別居・離婚における子の権利保障システムの構築

研究課題名（英文）Construction of children's right in the event of parental separation or divorce

研究代表者

二宮 周平（Ninomiya, Shuhei）

立命館大学・法務研究科・授業担当講師

研究者番号：40131726

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 11,130,000円

研究成果の概要（和文）：親の別居・離婚に際して子の権利を保障するために、子の成長発達する権利の保障を基本的視座とし、子の意見表明権を保障することによって、親が子の思いや考えに配慮し、子の養育計画作成を可能にする仕組みを提案した。これらを社会共通の認識とする行為規範として離婚後の共同親権制を位置づけた。成果として二宮編『子どもの権利保障と親の離婚』（信山社、2023年3月）を刊行した。第三者機関による面会交流支援の実効性を高めるために、支援団体に対して認証を実施する一般社団法人面会交流支援全国協会を立上げ、支援団体との意見交換等を通じて、支援の適正を示す基準とガイドライン、研修教材を作成し、認証制度を整備した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

学術的意義は、子を保護の対象から権利の主体へと子ども観を転換し、離婚後の親権・監護権の行使、面会交流、養育費の履行など子の養育に関する問題を、子の意見表明権の保障を通じて子の意思を反映させ、子が主体となって親の合意による解決を促進する具体的な仕組みを提案したことである。社会的意義は、父母の葛藤が高く、子と別居親との面会交流を自主的に実行できない場合に当事者を支援する面会交流支援団体の支援者と研究者の意見・経験交流の場である面会交流支援フォーラムや面会交流支援研究会を立上げ、これらのネットワークに基づいて支援団体の認証制度を設立し、試行実施をしたことである。支援団体の全国展開の可能性が生まれた。

研究成果の概要（英文）：In order to guarantee children's rights in the event of parent's separation or divorce, we proposed a system that enables parents to consider their children's thoughts and ideas and to create a childcare plan for their children by guaranteeing the child's right to grow and develop from a basic perspective and by guaranteeing the child's right to express his or her opinions. The joint custody system after divorce was positioned as a code of conduct that would make these issues common knowledge in society. As a result, we published "Guaranteeing Children's Rights and Parental Divorce" (Shinzansha). In order to enhance the effectiveness of visitation support by third-party organizations, Association of Child Contact Support Japan was established to certify support groups. Through exchanges of opinions with support groups, standards, guidelines, and training materials were developed to indicate the appropriateness of support, and a certification system was implemented on a trial basis.

研究分野：民法

キーワード：子の意見表明権 共同親権 面会交流 面会交流支援団体 認証制度 養育費分担 合意解決 親ガイドランス

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

日本では、親の離婚に際して、子の利益を保障する仕組みが欠けている。離婚の約 **88%** を占める協議離婚の場合、離婚後の親権者を決めておけば、協議離婚届書が受理される。別居した親（非親権者）と子の面会交流、養育費の分担など子の養育に関する事項を取り決めることは義務づけられておらず、親同士が親権者を定める際に、子と話し合ったり、子が自分の気持ちや希望を述べたりすることも、また、それらを聴かれることも保障されていなかった。

他方、離婚全体の約 **9%** を占める調停・審判離婚の場合、養育に関する事項について合意したり、命じたりすることが可能であり、かつ、家事事件手続法（**2013** 年施行）により、家庭裁判所は、子の陳述の聴取、家裁調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、子の年齢及び発達程度に応じて、その意思を考慮しなければならない（家事事件手続法 **65** 条、**258** 条）ことから、子の意思に配慮した解決が可能である。しかし、親同士の葛藤が高い場合には、親が子の意思に関する調査官報告に耳を傾けなかったり、裁判官が子の意思に配慮したりするよりも、親同士の監護状況の比較から判断しがちだった。

家事事件手続法は、手続行為能力のある **10** 歳前後以上の子が調停等家事手続に利害関係参加することを認め、弁護士を子どもの手続代理人に選任し、手続代理人が子の意思を確かめ、調停や審判等に子の意思を伝えるなど、子の立場から調停・審判に関わることを可能にしているが、手続代理人が選任された事例は、年間、**20**～**30** 件程度にとどまり（当時）制度の趣旨が生かされていなかった。

民法 **766** 条が、協議上の離婚に際して、父母は子との面会交流、監護費用の分担など協議で定め、その際には、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと規定し、家事事件手続法が上記のように子の意思を考慮すると規定しても、これらを実現する仕組みが整備されておらず、裁判官、調査官、調停委員、弁護士等の熱意と善意に委ねる構造になっていた。

家族法学は上記のような課題を指摘し、欧米の先進的な法制度を紹介してきたが、日本社会の実情を踏まえて、具体的な提案をするには至っていなかった。

2. 研究の目的

そこで、親の別居・離婚における子どもの権利保障システムの構築を研究課題とした。具体的には（1）離婚後の親権・監護権の行使、別居親と子との面会交流の継続的な実施、子の養育費の履行確保、児童虐待や **DV** 事案における子の保護など子の養育に関する個別の問題を（2）子の意見表明の保障、子への情報提供、子どもの手続代理人の活用などを通じて子の意思を反映させ、（3）子が主体となって親の合意による解決を促進する仕組みを構築し、総合的な子どもの権利保障システムを提言することを研究目的とした。

3. 研究の方法

研究分担者及び協力者を、「子の養育保障システム」、「子の意思反映システム」、「合意解決促進システム」3つのグループに分け、グループは主として2の（1）を、グループは主として2の（2）を、グループは主として2の（3）を担当し、各グループで、先進的な取組みをしている国への訪問調査、地方自治体や当事者支援団体への訪問調査を行い、進捗に合わせて全体の研究会で検討し、課題の共有化とさらなる進捗を図る方法をとっていた。

2019 年度は、比較対象として台湾と韓国の訪問調査や、父母の葛藤が高く、面会交流について調停や審判で定められても、自主的に実行できない場合に、連絡調整、子の受渡し、付添い（立会い）など当事者を支援する専門機関（面会交流支援団体）と連携し、支援団体の認証制度立上げに向けて協力関係を築く等の進捗を見た。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大に伴う行動規制のため、海外や国内の訪問調査を実施することができなくなったことから、**2020** 年度以降、国内の各分野及び比較法の研究者を招聘してオンラインで共同研究会を開催したり、韓国の家庭法院専門調査官にオンラインで報告してもらうなどに対応することとした。また、当事者支援団体や地方自治体への訪問調査に替えて、オンラインを利用して各地の面会交流支援団体の支援者と研究者が集い、経験交流や意見交換を行い、研修も行う「面会交流支援団体フォーラム」を開催し（年 **1** 回）さらに、支援者と研究者、弁護士、家裁調査官、家事調停委員等をメンバーとする面会交流支援研究会を立ち上げ、面会交流に関する実情を把握し、制度改革につなげる研究の場を設けた。

他方、**2019** 年 **11** 月、法制審議会の前段階に位置づけられる家族法研究会が立ち上がり、離婚後の親権・監護権の共同化、子の養育計画作成の義務づけ、協議離婚のあり方、親教育や面会交流支援団体のサポート、養育費の履行確保など本研究と共通する課題が議論され、報告書として

公刊された(商事法務編『家族法研究会報告書～父母の離婚後の子の養育の在り方を中心とする諸課題について』商事法務、2021年4月)。さらに法務大臣の諮問を受けて、2021年3月、法制審議会家族法制部会が立ち上がり、上記内容の検討が開始したことから、部会に提出される資料や議論自体も、本研究の対象とした。

4. 研究成果

(1) 親の別居・離婚と子どもの実情

3で記述した家族法制部会の資料として、法務省は、2021年、父母の離婚を経験した子どもに関するウェブ調査2件と協議離婚制度の実態把握のウェブ調査を行った。本調査に関わった青木聡立正大学教授を招聘しての公開研究会及び2022年12月に公表された厚労省「全国ひとり親等世帯調査結果報告」(2021年)の分析から、1で指摘した状況が改善されていないことが判明した。すなわち、別居・離婚時に他方親に対する嫌悪感情が強く、面会交流や養育費等について協議しないまま、あるいは協議しても合意できないまま、別居・離婚に至ること、別居・離婚時に子どものことを中心に考えた合意形成、子どもへの説明と子の意見の聴き取りができていないことを、上記資料から実証した。

(2) 子どもの権利保障システムの構築

子の成長発達する権利の保障

国連子どもの権利条約は、a 父母の養育を受ける子の権利、b 子の養育及び発達に対する父母の共同責任、c 父母の第一義的な責任(18条1項第2文)と締約国による適当な援助責任を定めており、子は、父母が離婚したり、事実婚や婚外関係にあたりしても、父母に対して養育を求めることができ(7条1項)、父母は婚姻の如何にかかわらず、子の養育について共同の第一義的な責任があり(18条1項)、国は父母の責任をサポートする(18条2項)。親の関係性によって子の成長発達する権利が左右されてはならない。このことを基本的視座とすることを提起した。

子の意見表明権の保障

子の権利主体性の具体化として、子には意見表明権が保障される(子どもの権利条約12条1項)。親の別居・離婚に際して、子が自分の思い、願いや考えを親に伝えることによって、親が子の利益を考え、子の気持ちに配慮し、親同士の対立、葛藤を鎮め、親としての責任を自覚し、離婚後の子の養育計画(子の居住、親子の交流、養育費の分担等)を話し合う契機となる可能性がある。そのために、親が離婚や離婚後の生活の変化、離婚しても親子の関係性は変わらないことを子に説明し、子の話を聞くこと、子が自分の現状を認識し、これからどのような経過をたどるのか、どのように対応すればよいのか予習できるような情報提供を行うこと(韓国のように家庭裁判所で情報提供冊子を当事者に配布すること)、思い、願いや考えを述べるのが難しい子に寄り添い、代弁する専門家(子どもアドボケート)を育成することを提言した。

行為規範としての離婚後の共同親権制

法制度には、行為規範としての役割があることから、を支える法制度として、離婚後も父母が共同して親権を行使する選択肢を用意し、子が父母の一方と同居し、他方と別居する場合、子に関する重要な事項、例えば、進学・進路、学校関係でのトラブル、医療行為や健康に関わること、住居(転居)などを父母が話し合い、子の意思を尊重しながら決めること、子と別居親との交流を継続すること、養育費を分担することを社会の共通認識にすることを提案した。

ただし、民法に規定したからといって、共同親権が実践されるわけではない。共同親権が行為規範としての役割を發揮するための制度的保障が必要であり、a 別居・離婚後の子の養育に関する適切な情報提供(親ガイダンス)、b 子の声を聴き取る仕組み、c 協議・調停・審判において共同親権が濫用的に主張、利用されない仕組み、d 共同で決定する事項を定めたが、協議不調の場合に家裁が関与する仕組み、e 協議・調停・審判で定められた内容の履行を支援する仕組み、f 高葛藤ケースでの合意形成を支援する仕組み、g DV・虐待事案に適切に対応できる仕組みを提起した。

以上の共同研究の集大成として、2023年3月18日、立命館大学朱雀キャンパスにて公開シンポジウム「親の別居・離婚における子の権利保障システムの構築」を開催し、代表者二宮が現状分析と上記のような提案を行い、ソウル家庭法院専門調査官宋氏が5つの提案に関する韓国の取組みを報告した。また、研究分担者及び研究会報告者による共著(二宮周平編)『子どもの権利保障と親の離婚』(信山社、2023年3月)を刊行した。

(3) 面会交流支援団体認証制度の構築

(2)の研究課題を実務的に深める取組みとして、面会交流支援団体フォーラム第3回「経験交流と課題の解決へ向けて」、第4回「子どものための面会交流支援を考える～アタッチメントの基礎を学ぶ」、第5回「子どもの権利条約を学びなおす」、第6回「子どもの権利としての面会交流～面会交流支援を支える論理」を開催した。また面会交流支援研究会第2回「面会交流支援と非併行為」、第3回「ステップファミリーと面会交流」、第4回「新型コロナ禍の面会交流支援とオンライン面会交流の可能性」、第5回「高葛藤ケースへの対応(1)～DVがある事案」、第6回「面

会交流支援における子の意思の尊重～子どもアドボカシーから学ぶ～」第7回「面会交流支援におけるADRの必要性和将来」、第8回「面会交流支援に生かす家族療法の基本」、第9回「地方自治体及び面会交流支援団体で行われている親支援講座」を開催した。

面会交流支援団体は現在、全国で70前後立ち上がっているが、スタッフが数名、年間の支援件数が1桁の小規模な団体から、スタッフが数十名、支援件数3桁の組織だった大規模の団体まで多様である。こうした現状の下、利用者が信頼でき、子どもが安心して交流できるスキルを各支援団体及びそのスタッフが習得することができれば、面会交流支援の実効性はより高まる。そのためには、面会交流支援の基準とガイドライン、研修プログラム、認証基準等を研究し、申請団体に対して認証を実施する組織が必要である。認証制度があれば、新規立上げ団体も、全国の支援団体と連携してスキルを習得し、支援活動を安定的に行うことが可能になる。

こうした事情から、2019年11月10日、一般社団法人面会交流支援全国協会(略称ACCSJ)を設立し、その記念シンポジウム「子どものための面会交流～イギリスから学ぶ」を早稲田大学にて開催した。以降、面会交流支援団体の認証基準の作成に着手し、英国NACCCの認証基準プログラムの翻訳や法務省民事局、家庭問題情報センター、各地の面会交流支援団体及び支援者との意見交換を行い、日本の面会交流支援団体の実情に沿った認証の基準とガイドラインを作成した。2021年11月21日、公開シンポジウム「面会交流支援の基準と認証制度を考える」を開催し、支援者、弁護士、研究者等参加の下、作製した認証の基準と8つのガイドライン・マニュアルについて意見交換を行い、大方の理解を得た。引き続き認証制度の具体的内容について検討し、2022年9月23日、同じく公開シンポジウム「面会交流支援団体の適格性基準とその認証」を開催し、意見交換を行い、大方の理解を得て具体的な制度を整備した。連携関係にある支援団体に対して2022年度内に認証制度の試行実施をする告知を行い、10団体から認証の申請があった(なお2023年4月中に4つの団体の認証を行った)。

そこで認証申請団体が受講する研修プログラムについて、前述のように支援団体との交流を重ね、形成したネットワークを通じて、支援に必要な研修内容と講師を検討し、2022年3月末までに、基礎研修7本、同4本、スキルアップ研修2本を作製した。オンライン受講と動画配信の2種類であり、パワーポイント等紙媒体の教材と併せて、申請者や支援団体支援者が利用することができる。

本研究終了後、これらの研修プログラム教材について、ACCSJが教材の著作権を管理するとともに、ACCSJが認証申請団体及び支援者に教材の利用を提供する方法を採った。

子どものための面会交流支援に関して、本研究の成果を社会に還元することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計34件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 828
2. 論文標題 離婚後の子の養育を支える仕組み～子の権利の視点から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 88
2. 論文標題 多様化する家族と家族法～子の養育を中心に、そのあり方を考える	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 ふぁみりお	6. 最初と最後の頁 1-3
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 832
2. 論文標題 面会交流支援の意義と認証制度～子どものための面会交流支援	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 1
2. 論文標題 離婚における子どもアドボカシー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 子どもアドボカシー研究	6. 最初と最後の頁 22-32
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 -
2. 論文標題 子の養育に関する父母の取決めと実践～厚労省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」（2021年）から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 28-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 -
2. 論文標題 親の別居・離婚における子どもの権利保障システムの構築～現状の整理と5つの提案、課題	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 297-336
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 -
2. 論文標題 ニュージーランド家族法における子の福祉と最善の利益および意見表明	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 233-250
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 30
2. 論文標題 写真および手紙の送付による間接的な面会交流が相当とされた事例（大阪高判令元・11・20）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 113-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嘉本伊都子	4. 巻 16
2. 論文標題 日本における子奪取条約と子どもたちの声	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代社会研究科論集	6. 最初と最後の頁 1-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 嘉本伊都子	4. 巻 -
2. 論文標題 子奪取条約と <子どもの声>	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編 『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 204-232
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 -
2. 論文標題 養育費履行確保へ向けた公的支援	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編 『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 151-179
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 24
2. 論文標題 親権者の再婚・連れ子養子縁組と実親の扶養義務	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民事判例	6. 最初と最後の頁 110-113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松久和彦	4. 巻 158(6)
2. 論文標題 超過教育費と婚姻費用分担額の算定	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1465-1469
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田恭子	4. 巻 -
2. 論文標題 離婚後の親子の交流に関する実態 - ヒアリング調査のケース分析	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編 『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 102-124
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高田恭子	4. 巻 -
2. 論文標題 親プログラムの実践：親ワークショップ 家族のカタチが変わるとき	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編 『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 281-295
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立石直子	4. 巻 -
2. 論文標題 ハワイ州における離婚と子育てプログラム	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 二宮周平編著 『子どもの権利保障と親の離婚』	6. 最初と最後の頁 269-280
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立石直子	4. 巻 4
2. 論文標題 福祉局による子の保護措置と家族生活を尊重される権利 ストランド・ロベン事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 67-74
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 341
2. 論文標題 オンライン面会交流	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ケース研究	6. 最初と最後の頁 41-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 818
2. 論文標題 祖父母と孫の面会交流	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 399・400
2. 論文標題 民法766条の解釈論～第三者の監護者指定と祖父母と孫の面会交流	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 立命館法学	6. 最初と最後の頁 737-758
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.34382/00016096	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 157(6)
2. 論文標題 監護者指定における子の利益と子の意思（福岡高決令和元・10・29）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 173-178
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 立石直子	4. 巻 18
2. 論文標題 コロナ禍における家庭内の暴力（DV・児童虐待）の問題から見えてくること	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジェンダーと法	6. 最初と最後の頁 38-48
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 796
2. 論文標題 親権者・監護者の指定と疾病・障害を抱えた子の生育保障	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-11
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 2
2. 論文標題 子どもの意見表明権と子どもへの情報提供～尊厳と育ちへのサポート	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 離婚・再婚家族と子ども研究	6. 最初と最後の頁 23-29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 73(9)
2. 論文標題 子と別居親の関わりと面会交流支援	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律のひろば	6. 最初と最後の頁 23-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 799
2. 論文標題 無断離婚と協議離婚無効確認の訴え～子の監護の保障の視点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 -
2. 論文標題 親の別居・離婚と親子の面会交流の実効性の確保	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 酒井一編『国際的権利保護制度の構築～多様な権利と国際民事執行・保全法』	6. 最初と最後の頁 169-193
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松村歌子	4. 巻 23
2. 論文標題 DVの再加害を防止するために～ニュージーランドのファミリー・バイオレンス法を参考に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 亜細亜女性法学	6. 最初と最後の頁 171-204
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 4巻1号
2. 論文標題 日本における養育費履行システムとその可能性 ニューージーランドにおける養育費制度を参考に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 社会保障研究	6. 最初と最後の頁 79-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 梅澤彩	4. 巻 24巻1号
2. 論文標題 面会交流における『子の福祉』の保障 : ニューージーランドにおける面会交流を示唆として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際公共政策研究	6. 最初と最後の頁 37-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18910/73301	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 792
2. 論文標題 子どもの意見表明権と子どもへの情報提供	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 教育と医学	6. 最初と最後の頁 60-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 785
2. 論文標題 面会交流の権利性～人格権的構成(1)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-11
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 787
2. 論文標題 面会交流の権利性～人格権的構成(2)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 二宮周平	4. 巻 789
2. 論文標題 面会交流の権利性～人格権的構成(3・完)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 2-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計24件（うち招待講演 10件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 面会交流支援の現状と課題
3. 学会等名 奈良県弁護士会研修（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 子どもの権利としての面会交流～面会交流支援を支える論理
3. 学会等名 第6回面会交流支援団体フォーラム基調講演
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 離婚における子どもアドボカシー
3. 学会等名 子どもアドボカシー学会設立記念・第1回研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 二宮周平、福丸由佳、小田切紀子
2. 発表標題 離婚後の共同親権と合意形成の課題～3つの大規模調査を踏まえて
3. 学会等名 日本離婚再婚家族と子ども研究学会第5回研究大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 現状の整理と5つの提案
3. 学会等名 研費基盤B「親の別居・離婚における子の権利保障システムの構築」公開シンポジウム
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 梅澤彩
2. 発表標題 家族法における子の監護
3. 学会等名 比較家族史学会第70回春季研究大会シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高田恭子・松村歌子
2. 発表標題 面会交流ヒアリング調査の中間報告～必要な支援・法制度のあり方を考える<ケースの紹介>
3. 学会等名 日本女性学会ワークショップ
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 嘉本伊都子
2. 発表標題 子奪取条約と子どもの声
3. 学会等名 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 面会交流の意義と合意形成の支援
3. 学会等名 京都家事調停協会研修（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 面会交流の意義と実効性の確保
3. 学会等名 静岡県弁護士会研修（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 今、求められる面会交流のかたち～コロナ禍における工夫と可能性
3. 学会等名 関西地区家裁調査官協議会研修（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 面会交流と共同養育～研究者の立場から
3. 学会等名 養育支援制度研究会・家族と法研究会合同シンポジウム「子の養育の在り方に関する法整備と社会的支援 - 子の最善の利益を中心に」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 梅澤彩・松村歌子
2. 発表標題 面会交流から見えてくるもの；WEB社会調査、ヒアリング調査課から
3. 学会等名 2021年度日本女性学会大会第9分科会「離婚後の親子に課されるジェンダー規範」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Kim Sungeun
2. 発表標題 The cooperation of Law and Psychology within the Family Law - Learn the practices from each of the countries involved
3. 学会等名 Annual Conference of the European association of Psychology and law2019（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 金成恩
2. 発表標題 日韓比較の観点から
3. 学会等名 第55回修復的司法セミナー「父母間での子の奪い合い紛争と修復的司法」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 別居親と子どもとの面会交流
3. 学会等名 高知県面会交流支援センターあえる特別講演会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 父母の養育を受ける子の権利と面会交流～家族の多様性
3. 学会等名 NPO法人ウィメンズ・エンパワメント金沢プロジェクト公開講演会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 離婚紛争の合意解決と子の意思の尊重～家事調停の役割
3. 学会等名 横浜家庭裁判所相模原支部調停委員研修（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 基調講演 子どもの意見表明権と子どもへの情報提供～尊厳と育ちへのサポート
3. 学会等名 日本離婚・再婚家族と子ども研究学会「第2回大会 離婚・再婚と子どもの育ち」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 面会交流支援全国協会立上げの背景と今後の方向
3. 学会等名 面会交流支援全国協会、設立記念シンポジウム「子どものための面会交流～イギリスから学ぶ」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 協議離婚の問題点と改革の方向性
3. 学会等名 協議離婚問題研究会(離婚アラート)、出版記念シンポジウム「勝手に国際離婚?!」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 面会交流の現在と第三者機関による支援の可能性
3. 学会等名 沖縄弁護士会(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 面会交流の普遍性・法的権利性について考える
3. 学会等名 NPO法人キッズふぁーすと、親の学びのプログラム2019年度「プログラム1 面会交流がなぜ必要なのか」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 二宮周平
2. 発表標題 日本における面会交流支援団体のネットワーク形成と今後の支援のあり方
3. 学会等名 養育視線制度研究会・家族と法研究会、合同シンポジウム「今後の面会交流支援のあり方を考える」
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 二宮周平編	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 336
3. 書名 子どもの権利保障と親の離婚	

1. 著者名 二宮周平編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 朝陽会	5. 総ページ数 167
3. 書名 多様化する家族と法 ~子どもの育ちを支える、家族を支える	

1. 著者名 加藤新太郎 前田陽一 本山敦編(佐々木健)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 第一法規	5. 総ページ数 320
3. 書名 『実務精選120 離婚・親子・相続事件判例解説』別居後離婚までの監護費用」	

1. 著者名 立石直子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 外務省	5. 総ページ数 9
3. 書名 ハーグ条約：親権・監護権に関する各締約国の法令調査報告書 ハワイ州」概説	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	立石 直子 (TATEISHI NAOKO) (00369612)	岐阜大学・地域科学部・教授 (13701)	
研究分担者	嘉本 伊都子 (KAMOTO ITSUKO) (50340443)	京都女子大学・現代社会学部・教授 (34305)	
研究分担者	松村 歌子 (MATSUMURA UTAKO) (60434875)	関西福祉科学大学・健康福祉学部・教授 (34431)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	高田 恭子 (TAKADA KYOKO) (70569722)	広島大学・人間社会科学研究科(社)・准教授 (15401)	
研究分担者	梅澤 彩 (UMEZAWA AYA) (90454347)	熊本大学・大学院人文社会科学研究部(法)・准教授 (17401)	
研究分担者	松久 和彦 (MATSUHISA KAZUHIKO) (90550426)	近畿大学・法学部・教授 (34419)	
研究分担者	金 成恩 (KIM SUNGEUN) (00723884)	立命館大学・立命館グローバル・イノベーション研究機構・助教 (34315)	
研究分担者	佐々木 健 (SASAKI TAKESHI) (00556764)	専修大学・法学部・教授 (32634)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関